

津山市道路線認定・廃止基準施行細則

一部改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、津山市道路線認定・廃止基準（以下「基準」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(用語・基本要件)

第2条 基準第2条第3条は、次のとおりとする。

(1) 基準第2条第1号及び第3条にいう一般の交通の用に供されている現に公共性の高い道路とは、日常生活において不特定多数又は、その集落の住民が頻繁に使用する連絡道路及び生活道路をいう。

(2) 第3条第5号にいう敷地内道路とは、宅地造成、開発行為による道路又は、建築基準法に適合した道路で、かつ、人家が連たん（造成完了後2年以上経過し、かつ計画戸数の6割程度が建築されているもの。）しているものをいう。

(但書適用)

第3条 基準第4条第2号（幅員）について、ただし書が適用できる道路は、次の各号に該当するものとする。

(1) 昭和48年3月31日以前に建築基準法第42条第1項第5号で道路の位置の指定を受けているもの。

(2) 人家が連たんし、生活道路として必要なもの。

2 基準第5条第1号（隅切）について、ただし書が適用できる道路は、建物等があつて隅切が容易に出来ないと認められるものとする。

(施設)

第3条の2 基準第5条第2号にいう、側溝、街渠等の排水設備の完備とは、維持管理清掃等が容易に行える構造を備え、必要に応じて、溝蓋、グレーチング等が適切に設置されたものをいう。排水設備の構造については、水路の管理上、30cmの車道用のU型を原則とする。道路管理上支障があると判断された場合においては、市道認定前に申請者により改善されなければならない。ただし、特段の事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前項の排水設備を道路区域外に設置する場合は、当該排水設備を維持管理するための管理道を備えるものとし、かつ、排水設備の両側に30cm以上の幅を確保するものとする。ただし、特段の事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。

(占用物件)

第4条 基準第6条の占用物件とは、電柱、上下水道、ガス等をいう。

(提出書類)

第5条 基準第8条にいう申請書類とは、次のものをいい、それぞれの書類を提出しなければならない。様式は別記のとおりとする。

申請人は、単位町内会長とするが、道路の築造した事業主体（当該管理者）がある場合は、当該管理者が申請しなければならない。

- (1) 申請書（様式第 2 - 3 号）
 - (2) 位置図
 - (3) 平面図（1 / 5 0 0 又は 1 / 1 0 0 0）
 - (4) 横断面図，縦断面図
 - (5) 地籍図又は切絵図
- 2 民地がある場合は、更に次の書類を要する。
- (1) 寄付申出書（様式第 2 - 4 号）
 - (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書
 - (3) 私有地の登記簿謄本
 - (4) 丈量図，求積図
 - (5) 印鑑証明
 - (6) 境界確定協議書等
- 3 橋梁，地下埋設物がある場合，次の書類を要する。
- (1) 主要構造物台帳（橋梁等）（様式第 3 号）
 - (2) 地下埋設物平面図及び横断面図

第 6 条 基準第 9 条第 2 項にいう申請書類とは、次のものをいい、それぞれの書類を提出しなければならない。申請人は、単位町内会長とする。

- (1) 申請書（様式第 2 - 3 号）
- (2) 位置図
- (3) 平面図（1 / 5 0 0 又は 1 / 1 0 0 0）

付則

（施行期日）

- 1 この細則は昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

付則

（施行期日）

- 1 この細則は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。